

小田原市市民ホール管理運営計画専門委員会規則

平成24年12月17日規則第53号

小田原市市民ホール管理運営計画専門委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された小田原市市民ホール管理運営計画専門委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市民ホール管理運営計画の策定につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 劇場、音楽堂等の施設設計に関して専門的な知識を有する者
- (2) 劇場、音楽堂等の舞台設備に関して専門的な知識を有する者
- (3) 劇場、音楽堂等の管理及び運営に関して専門的な知識を有する者
- (4) 文化政策、アートマネジメント等に関して専門的な知識を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務は、市長が定める職員が処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。